

第4回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会

平成18年12月25日（月）

【堀部座長】 おはようございます。早朝からお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから第4回住民票の写しの交付制度等のあり方に関する検討会を開催させていただきます。

議題に入ります前に、出欠の確認ですが、委員は全員出席ということです。

前回の第3回検討会では、今までの議論をまとめまして、住民票の写しの交付制度等の見直しについて、全体の方向性について、それぞれの部門ごとにいろいろご議論をいただきました。

本日は、議事（1）にあります報告書（素案）につきまして、まず事務局からの説明を伺った上でご議論いただきたいと思います。その後、議事（2）としましては、パブリックコメントについてお諮りしたいと思います。

資料の確認を福浦企画官からお願いします。

【福浦企画官】 本日の資料でございますが、会議次第、配布資料一覧の後に、まず、住民票の写しの交付制度等の見直しについて（報告書素案）という資料1がございます。もう1枚、資料2としまして、パブリックコメントの実施についてという、以上2種類の資料でございます。それと、戸籍法の見直しに関する要綱案（案）というのを卓上配付させてもらっております。その報告書（素案）についての見え消しの資料も入れさせてもらっております。

資料については以上でございます。

【堀部座長】 ありがとうございます。

【福浦企画官】 議事に入ります前に、本日、日本弁護士連合会から会議の傍聴希望がありましたので、開催要領に基づきご決定いただければと思います。傍聴についてはいかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

【堀部座長】 特にご異議がなければ、日本弁護士連合会に傍聴していただくことにしたいと思います。

【福浦企画官】 次に、NHKと共同通信から傍聴の希望が出てございますが、いかが

いたしましょうか。

【堀部座長】 いかがですか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【堀部座長】 それでは、そういうことで傍聴していただきたいと思います。

早速議事に入らせていただきます。

議事(1) 報告書(素案)につきまして、望月理事官から説明をしていただきます。先ほど見え消しのほうが配られましたので、あるいはこれのほうがわかりやすいかもしれませんね。前回かなりいろいろご意見をお出しいただきましたので、それをもとに赤字で直してあります。

それでは、よろしくをお願いします。

【望月理事官】 それでは、お手元の資料1をお願いいたします。こちらのほうで2種類ありまして、一番最初にお配りしたのは通常のさらのものでして、後から席上のほうで配らせていただきましたのが見え消し版でございます。今、座長のほうからご指示がございましたので、こちらの見え消し版のほうをベースにお話しをさせていただければと思います。

それでは、順次ご説明いたしますが、まず、一番最初のところ、第1ということで基本的な考え方というものをつけました。前はこういうことは全くありませんでしたので、基本的に新しくつけ加えたパーツでございます。ただ、これまで議論の中で委員の皆様で話し合っていたこと、もしくは、これまでの事実をまとめて記載させていただいております。若干読み上げに近い形になりますが、説明させていただきます。

1番目でございますけれども、住民基本台帳制度は、住民基本台帳法に基づくもので、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とするとともに、住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図るため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行う制度として創設され、一方では、住民の利便を増進し、他方では国や地方公共団体の行政の合理化を図ることを目的とするものであるというものでございます。

法の目的規定をそのまま引っ張っておりまして、前回の閲覧検討会の際も同じような記述をさせていただいております。

2番目でございます。市町村長は、法に基づいて、個人又は世帯を単位とする住民票からなる住民基本台帳を作成することとされ、法で義務付けられた住民からの届出等に基づ

き住民票の記載を行うこととされている。住民票の記載事項には、氏名、生年月日、性別、世帯主との続柄等、戸籍の表示、住民となった年月日、住所、選挙人名簿の登録に関する事項、国民健康保険の被保険者資格に関する事項など、現在16事項があるということでございます。

ここまでは住民票のところでございますが、次ですが、また、住所地で作成される住民票と本籍地で作成される戸籍との間を連絡・媒介し、住民票と戸籍に共通する記載内容の一致を図り、住民基本台帳の記録の正確性を確保するため、本籍地の市町村長は、戸籍の表示、氏名、住所及び住所を定めた日の4事項を記載した帳票である戸籍の附票を作成することとされているというものでございます。後半が戸籍の附票のパーツでございますが、両方とも、これも前回の閲覧検討会の中で言及している表現でございます。

3番目、住民基本台帳制度については、昭和42年の住民基本台帳法制定時から、何人でも住民基本台帳の閲覧を請求できること、住民票の写し及び戸籍の附票の写しの交付を請求できることとなっていたが、その後、昭和60年の法改正により、不当な目的によることが明らかなき等には、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付の請求を拒否できるとされるなど、制度的な整備が行われてきた。一度、昭和60年に改正を行ったということであります。

4番目でございますが、住民基本台帳の閲覧制度については、平成17年に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」（以下「閲覧検討会」という。）——座長は堀部先生でございますが——において検討が行われ、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、「何人でも閲覧を請求できる」という閲覧制度は廃止し、法の目的に即して、閲覧できる主体と目的を限定するとともに、審査手続等についても整備するなど、個人情報保護に十分留意した新たな制度として構築すべきとの提言がなされた。そして、この提言を踏まえ、平成18年通常国会において、住民基本台帳の閲覧について、何人でも請求できるこれまでの制度は廃止し、個人情報保護に十分留意した新たな制度として再構築が図られたところであり、改正法が、平成18年11月1日に施行されたところであるというものでございます。

ここまでは、ある程度事実でございますが、その後、住民票の写しの交付制度の見直しについての背景説明となります。

5番目、一方で、住民票の写しの交付制度については、上記の閲覧制度の改正に係る審

議に際して、衆議院及び参議院で「個人情報保護の観点から、さらに厳格な運用を確保するように努めるとともに、制度の見直しを早急に検討すること。」との附帯決議がなされたところである。また、住民票の写しに類似の公証制度である戸籍謄抄本の交付制度等について、法制審議会において、「何人でも請求できる」制度の見直しが提言されたところであり、これを踏まえ、法務省において次期通常国会に戸籍法の改正法の提出が予定されているというところでございます。

6番目、このような状況を踏まえ、また、住民票の写し等の交付件数など制度の利用実態を勘案しつつ、個人情報保護の観点から検討を重ねた結果、当検討会としては、情報通信技術の著しい発展等社会経済情勢の変化とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりに的確に対応するため、現行の住民票の写し等の交付制度についても、「何人でも交付を請求できる」という規定を見直し、写しの交付請求の主体と目的を一定の要件に該当する場合に限定するのが適当であるとの結論を得た。

7番目、また、年間約7,000万件から8,000万件もの住民票の写し等が交付される中で、一部で、なりすまし等、不正な手段による交付請求が行われていることを踏まえ、住民票の写し等の交付請求の際の本人確認手続を整備する必要がある。

8番目、さらに、転入届が年間約400万件という状況の中で、転入・転出等の届出においても、一部でなりすましなどの不正な事案が発生し、その一連の行為として住民票の写しや住民基本台帳カード等が不正に取得されていることなどを踏まえ、転出・転入等の届出の際の本人確認手続の厳格化を図る必要があると考える。

以上でございます、6、7、8のところを当会としての結論の基本的なところでございます。

一連のもので、続きまして第2のほうの説明をいたします。これまで、見直しの方向性ということでご審議いただきまして、前回ご指摘いただきましたところを反映しまして書きかえをいたしております。

まず、最初のところでございますが、1 交付請求できる場合等というところで、①のところ、前回は「ではないか」ということで書いてございましたが、結論をいただきましたので、言い切りの形に変更させていただいております。一番最後のところ、「次のような場合に限って、住民票の写しの交付を認めることとするのが適当である。」で、ア、イ、ウということで、本人等請求、公用請求、第三者請求ということで3つ並べさせていただいております。

続きまして、②のところでございますが、アの本人等請求の場合につきまして、これも言い切りの形に変えさせていただいておりまして、「住民票の写しの請求の実態等を踏まえ、現行どおり、原則として、自己又は自己と同一世帯に属する者に係る請求については、請求事由を明らかにする必要はないと考えられる。」ということにしております。

この後、ドメスティック・バイオレンスの説明でございまして、括弧書きのところを一部変更させていただきまして、今回は被害者を脅迫して当該被害者の住民票の写しをとるという場合を例示として挙げていましたが、被害者と接触できるケースは極めてまれであろうということですので、具体的に被害者の子どもをどこかでつかまえて、その子どもにとらせるというようなことがむしろ多いと思われまますので、そういうケースに書きかえております。

あと、一番最後のところでございますが、「例外的に、請求事由を明らかにすることとする必要がある。」ということで、これも言い切りの形にさせていただいております。

③でございますが、公用請求の場合につきましても、今回は「考えるべきではないか。」と疑問形でございましたが、これが「必要がある。」ということで言い切りの形にさせていただいております。

ただし書きのところ、前回ご議論いただきまして、従来、閲覧と同じように例外ケースがあると。その場合につきましては、請求事由を明らかにできない理由を明らかにすることでご審議いただきましたので、これを言い切りの形で言わせていただいております。

④でございますが、第三者請求ということで、ここも言い切りの形にしておりまして、「現行では、請求事由を明らかにした上で不当な目的によることが明らかなものでなければ交付が認められる」ということですが、以後は、「今後は、自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合、国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合、その他の住民票の記載事項を確認するにつき正当な理由がある場合に、それを明らかにして請求する必要があると考えるべきである。」としております。

「そして、これらの請求事由に基づき、特定の住民に係る居住関係について確認することにつき相当な理由がある場合には、公証制度としての住民基本台帳制度の目的の範囲内として、住民票の写し等の交付を認めることとするのが適当である。」としてございます。

以上が前回からの微修正レベルのものでございまして、次の⑤でございますが、「弁護士、行政書士等による職務上の請求」についての考え方でございます。戸籍法部会のほうで、

だいたい結論に近い形で出ておりますので、そちらのほうを記載させていただいております。

恐縮でございますが、お手元に取扱注意ということで、戸籍法の見直しに関する要綱案というものを配らせていただいております。こちらのほうをごらんください。

戸籍法をざっと見ますと、1ページ目が、先ほど申しました3つの形態、本人等請求ということで、戸籍に記載のある者等による請求。あと、第三者請求ということで(2)、(3)としまして公用請求というパターンがあります。この後でございますが、2ページで(4)の弁護士等による請求ということで、これについての考え方が書かれてございます。

この中で、本文でございますが、前記(2)にかかわらず、つまり、前記の第三者請求というもののカテゴリーでございますけれども、それにかかわらず、弁護士等は、受任事件の依頼者について前記(2)のいずれかの必要等がある場合は、その具体的事由及び依頼者の氏名を明らかにして、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする。ただし、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合は、その代理する紛争解決手続の別、紛争の種類及び利用目的を明らかにすれば足りるものとするというふうに記載されております。

ここで、注2のところでございますけれども、紛争解決手続の代理業務とは何ぞやということ、裁判手続が1つ、あとは裁判外における民事上もしくは行政上の紛争の処理手続についての代理業務ということで、いわゆるADRというものも入っているということでございます。

そのような業務の遂行に必要な場合とは、弁護士等が現にそのような手続における代理業務を行っている場合に限られず、そのような手続の対象となり得る紛争についての準備・調査を行っている場合も含むが、交付請求する弁護士等がそのような手続において依頼者を代理する権限を有していることを要するというところでございます。なお、刑事事件の弁護人及び少年事件の付添人としての活動もこれと同様の扱いとすることになってございます。

この中でポイントは、一定の資格者の中で、すべて資格があればオーケーということではなくて、代理業務等についての権限がないといけないというところ、これがこれまでの考え方と違うということで、現在、法律の上でこのような代理権限が認められていますのは、弁護士と司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士及び弁理士ということで、これらの方が一定の場合に認められるということでございます。逆に言いますと、海事代理士と行政書士につきましては、今のところそういう法律上の権限はないことになり

ます。

これは戸籍の場合でございますが、このようなカテゴリーを住民基本台帳法でも基本的に踏襲しようということでございまして、本文の4ページの⑤のところを続けますが、「弁護士、行政書士等による職務上の請求」については、現在は、原則として、請求事由を明らかにしなくてもよいが、今後は、第三者請求として、原則として請求事由を明らかにする必要があると考えられるということでございます。この場合は、原則としましては、受任事件の依頼者について第三者請求の要件に該当することを、請求事由として具体的に明らかにすることになると。これは通常原則形態としては第三者請求ということですので、そういうことまで明らかになるのだと。

ただし書きのところでございますが、先ほどの「前記(2)にかかわらず」の後でございますけれども、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合には、事柄の性質上、請求事由として依頼者の氏名などを具体的に明らかにすることが困難であることから、正確に言うとはプライバシーとか、そういう問題等がございますので、そういうことにかんがみまして、法制審議会戸籍法部会における検討内容と同様に、弁護士等が代理する紛争解決手続の別、紛争の種類及び住民票の写しを何に利用するのかを明らかにすれば足りると考えられるという記載でございます。

前回、法制審議会戸籍法部会の方向と基本的には同じであろうと方向性をいただいておりますので、それを踏まえまして具体的な記述をさせていただきます。この場合、紛争解決手続の代理業務というふうな外延とか概念、そういったものも基本的には同じことになりまして、市町村の窓口で混乱が起きないで対応できるものでございます。

以上が請求できる場合の書きぶりのところでございます。

続きまして、6ページ以降は、写しの交付請求に際しまして、どのような本人確認を行っていくのかというところでございます。これも順にご説明申し上げます。

①でございますけれども、前回、本人確認の手続につきましては、現在、通知で運用しておりますけれども、その運用をもとに考えたらどうかというところで、それはそれでよいということでいただきました。その後、幹事会等で話し合っている中で、現行の運用につきましても、もうちょっと書き込んでおいたほうがよりわかりやすいのかなといった感じがございましたので、そういった形でしっかりと書き込ませていただいております。

交付請求できる場合における本人確認等の手続については、原則として、請求の際に住民基本台帳カード又はこれに類する本人確認書類の提示を求め、前回、「等」と中にまぎれ

込んでおりましたが、必要に応じて、聴聞、電話確認など市町村長が適当と認める方法により、なりすまし防止を図る現在の運用をもとに考えるのが適当と考えられる。その際、実効性を期する観点から、法令に明確な根拠を持つ手続きとする必要があるということでございます。

②でございますが、郵送の請求の際の本人確認のやり方でございます。この中で、「書類の写しの提出等」とありましたけれども、そのこのところを、市町村長が適当と認める方法はいろいろあるだろうということで、その部分を正確に書き加えさせていただいております。この場合、基本的には①の聴聞とか、そういったものが類推されるところでございます。

あと、なお書きでございますが、郵送請求の場合につきましては、大体セットで、郵送で住民票の写しを送り返すこととなります。その場合の本人確認のやり方なんですけれども、送り先が住民票に登録されている住所地、ここでは「記載されている住所地」と書いてありますが、その場合につきましては、基本的にはそこに本人が住んでいるという前提でございますので、そこで本人というのが確認できるのではないかと。ただし、近ごろ、郵便局に留め置きとか、郵便局内に私書箱を持っている場合がございますので、そういったものを排除する趣旨から、直接送達される方法で郵送するというところでございます。留置無用、転送無用という表示形態になっているということでございます。

住民票の写しの郵送先が請求者本人の住所地となっていることを確認の上、当該住所に直接に送達される方法で郵送することとしても差し支えないものと考えられるということでございます。

③が代理人・使者による請求でございます。このこのところにつきましては、幾つか議論がありましたけれども、まず、委任状等で確認するというのが原則形態になるということでございます。委任状の提出で一たん何とかするという事なんですけれども、委任状の場合、確認についてある程度限界性がございます。委任状ですから有印私文書という形になりますので、それを偽れば有印私文書偽造とか、そういったもので何らかの担保ができる場所はあるんですが、ある程度限界性がございますので、指定の事実が特に疑わしい場合につきましては、上記の確認書類の提示や委任状の提出等を市町村長が求めたにもかかわらず、交付請求者がこれに応じないことなどによりまして指定の事実が最終的に確認できないと市町村長が判断した場合につきましては、当然、住民票の写しを交付することは不相当だということになりますので、この場合は交付を拒否する取り扱いになるというこ

とでございます。これは、法律の当然の帰結ということで、なお書きで書き加えさせていただきます。

④のところでございますが、今回の改正で、本人等請求と第三者請求とを、請求事由の要否のほか、後述の3②のとおり住民票の写しの記載事項の点で区別して取り扱うこととするを踏まえると、特に、第三者が本人等請求の代理人・使者になりすまして、戸籍の表示や続柄等が記載された住民票の写しを請求することを防止する必要性が高いと考えられるというところでございます。

後述の3②というところに飛ばさせていただきますと、7ページの真ん中の②、真ん中以降ですけれども、今後、第三者請求につきましては、これもご議論いただきまして、基本的には氏名と生年月日、男女の別、住所とその住所を定めた日など、ほんとうに基本的なことを書くのだと。逆に言いますと、それ以外の続柄、戸籍の表示等につきましては、できる限りスクリーニングをしていったらいいんじゃないかというご議論をいただきましたので、法律の書きぶりも、できる限りそれに近いほうがいいのではないかと考えてございます。その中で、原則としましては基本情報、さらに、プラスアルファで必要性、相当性が判断できた場合につきましては、初めて戸籍の表示とか続柄とかを記載した住民票の写しを交付していくこととなるということでございます。

したがって、第三者請求につきましては、続柄とか戸籍の表示等は極めて例外的に出していくのだという姿勢が明確になりますので、翻ってみますと、なりすましを行おうとする者から見たときには、第三者請求として請求するよりも、本人の代理人だとか、本人の使者だとなりすまして請求するほうが不正をやりやすいことになったらまずいので、そこについてはちゃんと判断をしようということでございます。

これが先ほどの6ページの④のところの考え方でございます。その際、これを防止することからしまして、このため、このような場合の請求者本人からの指定の事実の確認については、委任状の提出等の手続のほかに、これで明らかにならない場合に、代理人・使者と請求者本人との関係性、親族とか、同一住所に居住しているかなどを踏まえつつ、請求者本人に係る①の本人確認手続を行うこととするのが適当であると考えられるということでございます。

ここのポイントは、基本的には第三者請求と本人請求とを峻別するわけですが、特に最も重要な場合としまして、その記載事項等が戸籍の表示とか続柄等が記載されている場合につきましては、特に念入りに確認を行う必要があるのではないかと。これは現行かなりや

っておるんですけれども、それもできる限り明らかにしていこうということでございます。その際は、代理人・使者だけの身分証明書ではなく、もともとの請求者本人の何らかの本人確認書類を出していただくのを原則として、そういったものがない場合につきましては、例えば、親族の方が請求してきた場合については、親族の方でないと知り得ないようなことを相手に聞いて相手を知っているかとかいうのを確認しながら実際にやっていく。また、同一住所に住んでいるということであれば、基本的には同じ住所、またどういふような家族構成とか、そういうのはかなりわかると思いますので、そういったことを聞きながら確認し、必要に応じて、さらにご本人に電話等を入れてもらって確認を行っていくというふうなことになるのではないかとということでございます。逆に言いますと、本人確認等の運用ということになりますので、行政側で、もう明らかにこれは一連の人だとわかれば、それはそれで市町村長で確認ができたという取り扱いになるのではないかとということでございます。

以上が本人確認等のパーツでございます。

3番目、その他ということでございますが、前回から踏襲しているところが、交付請求書の開示についてでございます。これにつきましては、結論といたしましては、さまざまな意見が存在するところであり、法制審議会戸籍法部会における議論、これは要するに時期尚早であるという議論でございますが、住民票の写しの交付等についても、各市町村の個人情報保護条例等で対応することとし、現時点においては、住民基本台帳法上に特段の規定を設けないこととするのが適当であるというふうな結論を書かせていただいております。

その後ですが、宇賀代理のほうから、しかし、これは非常に重要な論点であると。それにつきましてはしっかりと書くべきだというご指示を得ましたので、そのところを書き加えさせていただいております。ただし書きの部分で、今日の情報通信技術等の発展とそれに伴う個人情報保護に対する意識の高まりを踏まえると、交付請求書の開示については、みずからの情報がどのように取り扱われたかを知り得るという観点から重要な論点であるということでございます。したがって、今後とも、個人情報保護法制や戸籍法等の状況、さらには第三者に交付された住民票の写しの利用状況等について、動向を注視していくべきであろうということでございます。もっとも、今回のものが基本的な個人情報保護法制に対する例外類型を法の中で一律に規定するのはどうかということで、戸籍のほうでもう議論されておりますので、まず、親元の個人情報保護法制度下の動きというのが最も

重要になるかと思いますが、そのほか、住民票の写しがどういうふうに使われているかということも考えながら対応していきたいということでございます。

続きまして、②のところでございますが、前回、基本4情報と素で使っておりましたが、それをもうちょっとわかる表現にいたしております。その後、では、それ以外の情報とは何ぞやということで、続柄とか戸籍の表示というものがありましたので、それを前のほうに移してきております。その際に、「記載されないこととなっているので、」というところを、法律の表示にちょっと合わせまして、「住民票の写しでの記載を省略できることとなっている。」としております。前回、この後、最小限の記載内容にするのがいいと書いてあったんですけども、皆さんのご議論の中で表現としてあまり適切ではないという印象を受けましたので、もうちょっと明確に書こうということで、本人等請求、公用請求の場合については従前どおりにする、第三者請求の場合については、必要最小限のものを書いたものを交付するというのを一たん原則として立てた上で、それ以外のものを書かれる場合については、さらにそれぞれ必要性と相当性を判断するんだという体系になるのを明記したということでございます。

あと③、住民票の除票でございますが、これは後ろのほうに書いてあったんですけども、どうも今までの流れからしますと、住民票の全体の中で書いたほうがわかりやすいのかなと思ひまして、前のほうに移してまいりました。前の2行のところは前回の結論と同じでございますが、住民票の写しの交付の取り扱いに準ずることとするのが適当であると考えられるとしてございます。

この後でございますが、前回、前田委員のほうから、法律まで引き上げるかどうかというところのご意見をいただきまして、その検討をさせていただいたのですが、まず、住民票の除票の取り扱いにつきましては、現在、除票の手続としまして、転出先の住所を記載した上で消除するというのが、これは政令でございますけれども、住民基本法施行令13条で書かれております。これによりまして、本来の住民票の記載事項であるもとの従前の住所地の記載と整合性を図るという仕組みになってございます。また、最小限の保存年限を5年としているというのが同令の34条に規定がございます。このようなことがございますが、それ以外のところは特段規定しておりません。

その後、実際に引き上げた場合にどういうふうな影響があるかを勘案したんですけども、居住関係の公証制度である住民基本台帳法の中で、除票というのを一たん正確に位置づけてしまいますと、多分これは過去にさかのぼって常に居住環境を訂正していかなくち

やならないということが生じるのが1点。それは実際にはかなり難しいのではないかと
いう点でございます。あともう1つは、これは住民登録法の時代から調べたんですけれど、
登録法の時代は世帯票というのが原則になっておりまして、一部の人が生きていて、一部
の人が亡くなったということで、全体の中の一部が除票になっている場合、その交付制度
につきましては法律で明確に位置づけられているんですけれども、全体が亡くなったとい
った場合につきましては、過去からも、これは全体として除票として扱っていい、交付請
求に応じてもいいとなっているんですが、法律上そこは明確にはされていない。逆に言う
と、市町村の判断においてこれは対応していたと読み取れるということでございます。そ
れが、住民基本台帳法のときに、全体として世帯票から個人票という流れの中で、一たん
除票になれば、基本的には各市町村の責任において対応すべしという性格になっていまし
て、法律で一律に規律しないという性格になっておりますので、その考え方は踏襲するの
かなということでございます。

そういうこともございますので、特段の問題もないということで、今回の見直しにおい
て法令の規定を見直す必要がないという結論にさせていただきたいと思えます。正確に言
いますと、除票の保存年限をものすごく長くして、80年とか90年とかやれば、逆にそ
の附票をなくしてしまうといったことで位置づけることは可能かとは思いますが、附票
制度があるという中で、除票のほうはある程度5年間で切っているということもあります
ので、現在の扱いのほうがいいのではないかとということでございます。

あと8ページ以降、届出のほうでございます。

こちらのほう、前回からご議論をいただきまして、先ほどの写しと同じですが、確認の
やり方をもうちょっと詳細に書かせていただいております。①のところ、届出の際に原
則として住基カードとか、これに類する本人確認書類の提示を求める。必要に応じて、聴
聞、電話確認など市町村長が適当と認める方法により、なりすまし防止を図ることが
適当だということでございます。その際には、法令に根拠を持つ手続とする必要がある
ということでございます。

あと、代理人による手続につきましては、本人確認書類の提示、この場合、代理人本人
の本人確認書類の提示と、上と同じパラレルですが、その他市町村長が適当と認める方法
による確認を行うということでございます。

③で、代理人・使者については、届出義務者からの指定の事実を確認するため、原則と
して、委任状の提出その他これに類する方法により明らかにする必要があるということ

書かせていただいております。この点は、言い切りの形にしております。この場合でございますけれども、前回、同一世帯員とか法定代理人について一緒に書くのはちょっとおかしい、それぞれ書いたほうが良いというご意見をいただいているのと、あと、法定代理人の考え方をもうちょっとすっきりしたほうが良いのではないかということ、これは小出参事官のほうからいただいておりますので、現状どういうふうに行っているかを勘案しながら、それをベースにして書かせていただいております。その際は、代理人・使者と届出人との関係性に依りて、以下のような取り扱いをしても差し支えない。ただし、特段の事情によって届出義務者からの指定の事実を特に確認する必要があるのだといった場合につきましては、法34条に基づき調査を行えばいいというのは前回と同じでございます。

まず、下のアのところ、同一世帯員からの届出がされた場合ということで、まず、同一世帯員をなぜこういうふう特別扱いするのだということでございますが、住民票の記載事項としての続柄はもともと必要的記載事項となっていること、あとは2番目でございますが、住民基本台帳法の世界では、世帯に変更があった場合につきましては、世帯変更届というものを必ず出してくれと法律上義務づけております。逆に言いますと、世帯という概念が法律上、所与の概念として与えられているということもございまして、これが法律上特別扱いしている1つの理由。また、実態としまして、転出・転入等の届出が、実際には世帯主でない同一世帯員、これは配偶者ということになりますけれども、これらによりましてなされることが多く、かつ、その場合、それが大きな問題とはなっていないということでございます。逆に、これをなくしてしまうと大きな問題になるのではないかとございまして。一般的に、届出義務者からの指定の事実を推認し、特段の事情のない限り、委任状等の書面の提示にこだわる必要はないのではないかとございまして。

あと、イのところでございますが、法定代理人の考え方でございまして。法律上でより正確に考えれば、法定代理人が法定代理の範囲内として持っている権限と、その範囲外のところを、いわば任意の代理人としてやって来る場合というのを明確に峻別する必要があるかと思っておりますが、実際に市町村の窓口の現場におきましては、法定代理権限の範囲内かどうかという点は実は正確には確認しているいとまがないという実態がございまして。じゃあ、それはおかしいのではないかとございまして、そうではなくて、実際には法定代理人をお願いしているような関係性がある場合については、書面による任意代理の委任状等がなくても、それはある程度口頭による指示等があるのだというふうにご考慮すること

ができるのではないかと。実際に現場でもそのように回しているということでございます。それを書いたものが、「届出義務者の法定代理人に該当する者からの届出がなされた場合には、戸籍謄本等により法定代理人であることを確認する必要がある」、当然、法定代理人として届け出る以上は、そういう確認はいるということなんですけれども、その際に、法定代理権限の範囲との関係においては、一般に、その範囲以外のことにつきましても指定されている部分については、住基法上そういうことをしてくれという指定がされていると推認することができるだろうと。特段の事情がない限り、それ以上に委任状の提出等にこだわる必要はないと考えられるということでございます。

あと、9ページのウのところでございますが、上記アとイのほかで、類似のものとしてその外延に位置づけるものとしましては、一般的には親族、あとは本人と同一住所ではあるが別世帯の者、2世代同居型というものです。こういったものの請求をどう考えるかということですが、これは前回と同じでして、市町村によって居住実態等にだいぶばらつきがあるかと思われますので、それに合わせる形で取り扱うということを市町村長の判断で行っていかうということでございます。

あと④でございますが、転入届の前提となる転出届については、物事すべての始まりという点でがっちり見ていかうというところで、前回ご議論いただきましたところを結論という形で書き加えさせていただいております。最後の「必要がある。」というところでございます。

あと、2番目の場合でございますが、前回、⑤として一括して書いておったわけなんですけれども、もうちょっと正確に書いておこうということで、書き加えさせていただいております。確認等が十分でない場合に、受理通知というものを出していくというところでございます。

まず、基本的な考え方でございますが、住民基本台帳制度におきましては、住民の居住関係を正確に把握しておく必要がある。さはさりながら、住民の居住の変更等の事実というものは、市町村長が当然知り得るものではないという事実で、結果としましては、住民からの届出により把握する必要がある。そのために、法によってそれを義務づけるという制度にしたところでございます。

その中で、現在400万件程度の届出がなされておりますけれども、ここでも不正事案はあるわけなんです。一方で、大部分の届出が適法になされているんだという実態を考えますと、今回、制度変更をしていくわけなんですけれども、例えば、単純に書面がない、

書類がないということだけで、直ちに転出・転入等の届出を受理しないというところまでするのは、必ずしも行政の実態としては適切ではないのだろうと。事実関係に基づいて義務づけをしていますので、その義務づけにつきまして、書面がないということだけでパシッと切ってしまうのは必ずしも適切ではないと思われま。したがって、聴聞とか、電話確認とか、できる限りの確認を行って、ある程度、疎明がなされれば受理する方向になるのではないかと。

逆に言いますと、何をやっても相手が応じてくれない場合は、当然これは受理しないことになりまして、これは今、文書の届出等をしてもらう場合について、文書を出さないよと言われれば拒否していると思いますので、それと同じような取り扱いになるかと思いますが、できる限り確認を行っていく方向になるだろうと。このあたりは、戸籍の場合、創設的な届出である、身分関係の変動がこれによって生じるのとはちょっと違いますが、事実関係に基づく届出であるという住民基本台帳法の性格がある程度出てくるのかなというところがございます。

②以降でございますが、ある程度、事実の疎明がなされた場合に受理するという事柄なんですけれども、①から④の手續に基づいて本人確認書類とか委任状等の提示がない場合でも、聴聞等によって確認するという大きな流れがございますので、その場合に、なりすまし等の不正をできるだけ防止するという観点からは、さらに本人確認や届出義務者からの指定の事実を確認するのが適切な場合があるだろうというところがございます。そのため、このような場合につきましては、届出の受理を行った後に、法34条の規定に基づいて、旧住所地に対して、届出を受理した旨の通知を行うこと等とするのが適切であると考えられる、これは前回の結論のところでございます。したがって、前回の結論を導き出すところを正確に書いたのが①のところであるという位置づけになります。

③以降でございますが、具体的にどういうものときに通知を行うのが適切かということなんですけれども、法34条の発動権限ということになりますので、実際には、みずから実施した本人確認手續、いろいろなやり方がありますので、それを判断しつつ市町村長が判断するというのが法の建前になります。

ただ、一般的なケースとしましては、次のようなものがあるのかなというところがございます。アが本人確認書類として、写真の貼付がないもので確認をしたような場合について、すべてがすべてということではないかと思いますが、多くの場合につきましては、ある程度、通知を行っていくという方向になるのではないかと。もしくは、郵送により届出

がされた場合、転出届ですね、この場合については、ほんとうの意味でなりすましをやると思えば、かなりのなりすましができてしまいますので、そういった場合も多くの場合あるのではないかと。本人確認書類が何らかの形で同封されている程度を見る必要はあるかと思いますが、ざっくりと言えば、こういう場合はかなり疑いを持つ必要があるかという点。あと、ウのところ、代理人・使者による届出で、届出義務者からの指定の事実を特に確認する必要がある場合、特に委任状等の文面とか、書面の字体とかが非常に不自然だといった場合がございますので、そういった場合については確認する必要がある場合が多いということがございます。きれいな字で書いてあるのは大体何とかなるんだけど、わざと左手で書いたようなものは非常に危ないといったご意見がございました。

あと、11ページ以降ですが、戸籍の附票の記載でございます。除票につきましては前のほうに移しましたので、附票につきまして書いてございます。附票の場合につきましては、結論をバシッと書くだけではなくて、実際、利用実態をある程度書いていかないと、何で必要かというのがわかりにくいかと思いましたので、書き加えてございます。

戸籍の附票は、戸籍の表示とともに氏名と住所等を記載した帳票であり、戸籍を単位として（したがって、夫婦及びこれと氏を同じくする子を単位として）作成されるというものでございます。どういう場合に使われるかといいますと、1つは、現住所のほか、過去の住所を一覧できるという特性の中で、不動産の登記など、過去の居住関係の公証が必要な場合に利用されるケースが1点。2番目は、本籍のほうがわかれば居住関係がわかる。逆に言うと、それがわかるという観点から見たときには、唯一の公簿であるということがございますので、債務者が死亡して、その法定相続人の住所地が不明となったとき利用されるという点。債務者が転居してしまっただけで新たな住所地が不明なときで、もともと本籍地がわかっている場合、このような場合に、債権者が債権保全のために本籍から住所地を確認するケースなどにおいて広く利用されているという実態でございます。

その取り扱いが②にございますけれども、これまで住民票の写しの交付に準じて認められてきた。今回も、その住民票の写しのほうの取り扱いが変わりますので、交付の取り扱いに準じて、何人でも請求できる現行制度を見直し、本人等請求及び公用請求のほかは、第三者請求で相当と認める場合に限って認めることとするのが適当であるということになります。

なお、この場合、本人等の場合に請求事由を原則明らかにしなくてもよいとする者の範囲でございますけれども、謄抄本の場合と同様に、配偶者とか直系尊属、直系卑属という

切り口になるということでございます。

あと2番目、罰則でございますけれども、現在、戸籍のほうでいろいろ検討がされてございますけれども、基本的には、ある程度それに準拠していく形で制裁を強化する方向にしたいと思っております。この場合、現行法は11月に改正法が施行されましたので、正確には52条になりますけれども、10万円以下の過料になってございますけれども、個人情報の保護価値が高まっていることもございますので、制裁を強化する方向で、できれば今は過料でございますが、刑事罰である罰金のほうに合わせていきたいと考えてございます。

また、②の転入届のほうでございますけれども、現在の規定ぶりが、他の法令の規定により刑を科すべき場合を除き5万円以下の過料となっておりますけれども、基本的に住民票への記載というのが虚偽の届出があった場合にはなされますので、住民票は公正証書でございますから、基本的には公正証書等不実記載罪に該当すると思われまして、また、選挙上の選挙人名簿への不実記載というのもありますので、そういうことを基本的なところで押さえてございますから、届出のほうの過料だけを上げる必要はないのかなど。5万円というのは、実は届出を懈怠した場合も5万円ということで、今そういうふうにバランスがとられていると思っておりますので、こちらのほうは特に直す必要はないかということでございます。

以上、ちょっと長くなりましたが、前回からの変更等でございます。

【堀部座長】 どうもありがとうございました。

議論していただく前に、NHKと共同通信の記者の方が傍聴されていますが、朝日新聞社からも傍聴希望があるということで、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【堀部座長】 それでは、お願いします。

報告書素案は、大きく分けまして、第1が基本的な考え方、3ページのところから、第2として住民票の写しの交付制度及び転出届等に係る本人確認制度の見直し、その中が大きく3つに分かれておりまして、Iが四角で囲ってありますが、住民票の写しの交付請求について、それから、8ページでIIとしまして、届出の際の本人確認について、それから、11ページのIIIその他となっております。

前回いろいろご意見を出していただいて、それをもとに事務局と相談してまとめましたが、きょうの段階でまたご意見があればお出しいただきたいと思っておりますけれども、まず、

前のほうからということで、第1の基本的な考え方は、前回も特にご意見がなかったところで、こういう形でよろしいでしょうか。何かご意見があればと思いますが。

【宇賀座長代理】 内容的なことでは全くないんですけども、2ページの7行目ですか、「戸籍法の改正法の提出」というのは「改正法案」としたほうがよいのではないのでしょうか。

【堀部座長】 なるほど。ありがとうございました。

【小出参事官】 この報告書の素案というのは、何日付で出るんですか。

【望月理事官】 進行形のほうがよろしいですか。

【小出参事官】 「法制審議会において」と書くと、法制審議会の総会で答申されていることも意味し得るので、「戸籍法部会」と。

【望月理事官】 「戸籍法部会」、はい。

【堀部座長】 そういうところは直すようにいたします。

第1のところはよろしいですか。

【大井幹事】 2ページの7のところ、「本人確認手続を整備する必要がある」という表現になっているんですけども、これ戸籍法部会でもたしか話しがあったと思いますが、本人が請求した場合は本人確認の請求になるかと思うんですけども、代理人が請求した場合は、本人確認だけではなくて、委任の真偽性というんですか、ほんとうに正しいものかどうか、そういうことも含めた確認という形になるかと思うので、もうちょっと幅の広い言い方にしたほうがいいのかなど。

【小暮課長】 第2では「本人確認等」と「等」を入れているけれど、こちらは落ちているので、交付の際の本人確認の後に「等」を入れさせていただいて、8のところも同じく、代理人とかその場合も含むということにさせていただければと思います。

【堀部座長】 ほかにありますか。

では、第2のうちIの住民票の写しの交付請求についてということで、ここのところはポイントになりますので、3ページから7ページにわたっています。これにつきまして、いかがでしょうか。

【角委員】 よろしいでしょうか。内容ではないんですけども、報告書の書き方、3ページのところのIの1で、交付請求できる場合等の④ですけども、そこに、「次のような場合に限って、住民票の写しの交付を認めることとするのが適当である。」とあるんですけども、これ職務上請求が落ちているんじゃないかなと思うんですけども。このア、

イ、ウの中には入りますかしら。

【望月理事官】 この考え方でございますが、職務上請求につきましては、基本的には第三者請求のカテゴリーで取り扱うであろうと。その際に、どこまで請求事由を明らかにしていくのかという点について、今回の紛争解決手続の代理業務については、請求事由を明らかにする特例になるのであって、請求できる場合の特例というところまではカテゴリーは広がらないという考え方で、ア、イ、ウの3つの類型でまとめさせていただいております。

【角委員】 そうすると、このウの中のどれによるのでしょうかしら。

【望月理事官】 ウの場合、まさに「自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合」というところ。代理者が裁判とかに使うということですので、後ろのほう、2番目のところの「国の機関に提出する必要がある場合」と読める場合もあるかと思いますが、基本的には両方で読めるのかなと考えてございます。

【角委員】 もしもそうだとすると、ちょっと平仄が合わなくなるんじゃないかなと思うんですけど、第三者請求の場合で、4ページの⑤のところ、弁護士、行政書士等による職務上の請求の1番目のパラグラフで、括弧の中に、「この場合、原則として、受任事件の依頼者について第三者請求の要件に該当することを、請求事由として具体的に明らかにすることとなる」ということが出てこないんじゃないかと思うんですけども。例えば、弁護士とか司法書士がいわゆる仕事をやる場合に住民票をとるとというのが、自分の権利を行使するということになる、受任者がとれる範囲と同じかどうかということをもた議論しないと出てこないんじゃないかなと思うんですけども。かなりそのあたりは深刻な問題じゃないかなと思うんですが。

【望月理事官】 まず、お手元の戸籍法部会の資料の2ページでございます。(4) 弁護士等による請求というところで、「前記(2)にかかわらず」というところがありますけれども、この中で、「弁護士等は、受任事件の依頼者について前記(2)のいずれかの必要等がある場合は、その具体的事由及び依頼者の氏名を明らかにして、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができるものとする」と。この考え方をそのまま入れ込んだのが、今の括弧書きのパーツでございます。「ただし」のところはそれ以降でございまして、紛争解決手続の代理業務を遂行するために必要がある場合はうんぬんかんぬんというところを基本的にはパラレルで引っ張ってきてございますが、この場合に、請求事由の考え方というのが、弁護士本人の権限で書くわけなんですけれども、具体性を担保するという中で、受任

事件の依頼者について書いていくところをある程度合わせるのかなというところがございます。

具体的に言うと、その中で注1というところで、そのほかに、例えば管財人とかになった場合については、本件要件というよりも、単純な第三者請求という要件でできるかなというところがございますが、実際、この請求事由の書き方という中である程度対応できるのではないかとっておるんですけども。

【角委員】 現実にならぬかという結論に対して私は異論を述べているのではなくて、第三者請求というのを別のカテゴリーを立てたほうがいいんじゃないかという気がしてという、それです。戸籍法の見直しに関する要綱案は、これは(1)、(2)、(3)、(4)ということで、それぞれが交付請求者のカテゴリーを立てているんじゃないかなと——でしたっけ。どうでしたっけ。

【小出参事官】 公用請求も、第三者請求なんですよ。だから、第三者請求のうちの例外が公用請求と弁護士等の請求なので、このア、イ、ウという整理の仕方は、私も同じように違和感があります。公用請求だけイで書いて、何でその次のウに第三者請求が来るのか。第三者請求と本人請求であればアとイの2項目だけでよくて、弁護士等の第三者請求の特則というのを1の①に書かないということであれば、イの位置づけがよくわからないという感じがします。

【小暮課長】 何度も申し上げましたように、基本的にここの部会は戸籍法のならびの議論と、それから私ども閲覧制度のならびの議論もございます。住民基本台帳法の場合は、1条の目的規定に国及び地方公共団体の行政の合理化に資することが明記してありますので、基本的には国、地方公共団体が利用する場合というのを、ある意味、当然の前提とした制度として仕組んでいます。それと、その第三者請求という形に分けているのが改正後の閲覧制度になっています。

その際に、前回説明しましたように、本人の請求であっても、閲覧では他人のところも見られますから、第三者請求のカテゴリーに含まれるだろうということで、本人請求について特段の規定を設けていないということです。

そういう意味で、閲覧制度と同様に、国・地方の公用請求と、それから第三者請求という2つの類型があるという前提で、さらに写しの交付の場合は本人等請求を加えて、3つの類型というような区分になります。この点は法務省の戸籍のほうと私どもが制度的に違うということです。ですから、そこは違和感があるとは、私ども考えておりません。

それから、角先生のお話のところですが、職務上請求自体も本来的には第三者請求です。そこの中でどう取り扱うかということなので、そこは条文のイメージからしますと、前回もご説明しましたように、おそらく本人等請求と国・地方の公用請求、それから第三者請求。第三者請求の1つの類型として、こういった職務上の取り扱いをどう位置づけていくかということになるかと思えます。

【角委員】 ですから、その位置づけがこのウに書いてある「自己の権利を行使し又は義務を履行するために必要がある場合」というふうに読まれるのが問題じゃないかと思うんですが……。

【小暮課長】 戸籍法のところでも書いていますように、戸籍法部会資料の2ページの注1は、みずからの権限で行使する場合。それから、注2の場合は受任事件として扱うということですから、広い意味での代理性というのがあるのではないかと思うんです。その代理業務としてどう認めるかというのが通常の場合と若干違うのかもしれませんが、そんなに違いが出てくるとは思っていないんですけども。

【角委員】 弁護士会の傍聴の方がいらっしゃるのであれなんですけれども、例えば弁護士が自分の仕事をするという権利を行使することだと、受任者が見られる範囲よりも広く見られて当然だみたいな、そういう議論が出てくる可能性があるんじゃないかなど。

【小暮課長】 戸籍法の部会の議論でも、紛争を解決する手続の代理業務の場合については、いろいろあるというお話だったですよ。逆にここで言っているのは、請求事由として明らかにさせるとするのは第三者請求の一番のポイントになりますので、その請求事由の記載の程度なり、審査の程度の問題じゃないかと思うんです。ですから、弁護士が例えば顧問会社のために請求したということであれば、別にそれだけで権利の行使にはならないですよ。

【角委員】 弁護士のですよね。

【小暮課長】 ええ。だから、それは顧問会社のために請求した場合というのは、単なる代理人になるんですね。

【角委員】 だから、単なる代理人だという発想がここを読んで出てくればいいんですけども、まさに弁護士なら弁護士としての紛争を解決する代理権を持っている以上は、本人がとれる以上にとれるんだみたいなことに読まれちゃうと、ちょっと困るかなという気がいたします。だから、それは交付事由を開示するかどうかという話とはちょっと次元が違う話を申し上げているんですけども。

【望月理事官】 すみません。まず物事の整理といたして、この括弧書きのほう、単なる第三者請求として請求する場合につきましては、当然どういう理由でというところを事細かに書いていくと。その中で、必要性があった上で市町村側で相当性を判断して最終的に交付するわけですので、そういう面では、最初に認める範囲というのは、ご本人の方が直接来たときと基本的には差がない形であると。

一方で、ただし書き以降、紛争性がある場合につきましては、これは逆に言うと特例的な扱いになりますので、ご本人が来たときもかなりの部分はできるかと思えますけれども、その準備行為、調査行為、このあたりにつきましては、ある程度、有資格者によるものうち信頼性があるというところで、ちょっととりやすいのかなと思えますが、それにつきましても、どこまで準備する必要があるんだというのは、仮に依頼者側がご本人が来たときと大きな差異は生じないという見方をしております。準備行為がどこまで認められるかというところはある程度あるかと思うんですけれども、それは別として、本人が来たときか、弁護士が来たときかという点においては、本質的な差は生じないというふうに思われます。

その際、結局、ただし書きで何がポイントかというところ、ものすごいざっくり言いますと、依頼者名が出るか、出ないか。

【角委員】 そのこのところは私も全く異論がないので、さっき小出参事官がおっしゃったとおり、職務上請求がウのある種の例外であるということが出てこないのが気持ち悪いということなんです。

【小暮課長】 ⑤の前段で言っていますのは、従来、職務上請求という概念があったけれども、それはやめますよというのが大原則なんです。職務上請求というのは何が違うかというところ、請求事由が明らかにしなくてもよいというのが今までの職務上請求の意味だったんですけれども、そうではなくて、請求事由はすべて明らかにしますよということになります。その上で、紛争解決手段の代理業務を遂行する場合については、その請求事由の書き方を変えますよということなんですけれども。

【角委員】 そうすると、このように職務上請求は第三者請求のざっくり言えば例外ではありませんよということ、今、課長がおっしゃったんですよね。今おっしゃったことって。

【小暮課長】 何か職務上請求ということで、特段の特別扱いというのを従来はしていたわけですが、請求事由を明らかにしないということで。その扱いというのは原則しません

よというのがまず出発点ですね。だから、第三者請求の一類型の方になります。

【角委員】 そうすると、この3ページのウのどこで読むんですかという。だから出口の結論自体に私は異論を挟んでいるわけではなくて、ウの第三者請求できる場合ってざっくり書いてありますけれども、そのどこかに入らないとできないわけですね。それを伺っているだけの話なんです。

【望月理事官】 表現的に言うと、ウの中に包摂されているというイメージなんですね。包摂されていないということであれば、「明らかにしたとき（以下「第三者請求」という。）」までで、ただし書きのところを含むと明示するかどうかということになるかと思うんですが、明示するときに、逆に言うと、法律上無理やり含むということであれば、本来的には第三者請求じゃないんだねということになるかと思うんですけれども、そうではなくて、まさに自己の権利を行使するという中のそのままの典型類型になりますので、第三者請求そのもののほうが整理としてはいいのかなということで、このままの書きぶりをさせていただいているということなんですけれども、そこはあれですかね、包摂されていないのではないかということでしょうか。

【角委員】 第三者請求のウで、いわゆる国語的な意味で職務上請求が第三者請求であるということは私は認めますが、このウの中で書いてある枠に入れるためには、何か繰り返しになっちゃうんですけれども、この3つ書いてあるどれに入るんですかと、そのことを伺っているだけなんですけれども。

【望月理事官】 考え方いろいろかと思いますが、ウの場合の自己の権利を行使するために必要がある場合というところで、ずばり、ほとんどの場合は読めると。

【角委員】 だから、それが何で自己の権利なんですかというのが私の違和感です。弁護士が仕事を受けて、その仕事を履行するためにというのは、第三者請求の第三者って、交付請求をする人を指していると、職務上請求の場合には、仕事を請け負った弁護士さんなり司法書士さんが、このウの自己に当たるわけですね。そうすると、何か違和感がある。

【望月理事官】 請求書の書き方が、今まで、職務上請求の場合も同じだと思うんですけれども、請求者の欄は依頼者の名前ではなくて弁護士さんの名前を直接書かれてくるわけですね。それはなぜかと言われれば、受任事件に沿って、ある程度お任せしていただいたものについては、弁護士という資格の名のもとに直接的にできるから。それは依頼者が請求するという形態とはちょっと別で、弁護士さんとして請求するからということで、

それは自己という中で基本的には処理できる。

【角委員】 自己なんですけれども、仕事をするのが権利を行使……。

【望月理事官】 義務を履行するほうなのかもしれないですけれども、あまりそこは——そういう仕事をしてくれということを頼まれていて、それを行使するために一定の権限があるということだと思っているんです。権利ではないということですか。

【角委員】 ちょっとしっくりいかない。ここで考えているのって、もっとダイレクトな話ですよ。債権者が自分の債権を行使するとかいうような場合で。

【藤井局長】 確認ですけれども、このウには法定代理とか、任意代理とか、委任の場合も含めることができるのですね。

【望月理事官】 それは入れることはできます。

【藤井局長】 ウに入れることはできるというので、弁護士等による代理というのも、そういう意味では同じじゃないかと。このところで押さえていけば入るのではないかと。ただ、弁護士等が何が違うかといったら、請求事由を明らかにするかどうかの違いである。それは請求事由そのもののコンテンツ、範囲の種類ではなくて、単なる請求するときの手続の特例ではないかという、そういう整理だということかな、事務方の整理は。

【小暮課長】 はい。

【藤井局長】 代理とか、委任とか、そういう場合も、ウで読むことができると。そういう基本的な関係は弁護士等も同じであろうと。それで請求事由を明らかにするかどうか、それは紛争等を抱えている弁護士については特例を認めているということで、そこはちょっと切り口が違うんじゃないかというのを、事務局のほうでは言っているのかな。だけど、基本的には整理の仕方の問題で、中身に異論があるようには思えないので、要は、どちらがわかりやすいかというような話になるんだろうと思いますけれどもね。

【小暮課長】 角先生のイメージからすると、例えば戸籍法部会のほうの資料にいうように、「(2)にかかわらず」ということで、本来は認めていないのを特例的に認めているというニュアンスなりを確認的にでももう少し書いたほうがいいのかというご趣旨ですか。

【角委員】 私は戸籍法部会でも、職務上請求を存続させる必要はあるのかという疑問をもっておりましたので、それぞれそれをとることについて委任することは全然問題ないんですけれども、その職務についているということで、委任事件について、ある種、包括的にとれるという制度を認めているわけなので、そのところはやっぱりこのウに書いて

ある第三者請求とはやはり性格が少し異なるということを見せておいたほうがいいんじゃないかなという。

現実にとるときにどれだけ請求事由を出すかどうかという、その結論自体については私は一切異論はございませんけれどもという。これは単なる私のこだわりなのかもしれないんですけども、どういう形でパブコメにお出しになるのかわからないので、ちょっとこのア、イ、ウと並べてあって、その後で職務上請求、弁護士等による請求という説明がポツと出てくると、少しわかりづらいかなというところは感じます。

【小暮課長】 整理の仕方として、第三者請求の中に受任事件の依頼者についてうんぬんというのが入る書き方と、それから、今、角委員がおっしゃったように、ウの第三者請求とは別のカテゴリーみたいなものを書いてくるかというのは、若干整理はあるかもしれませんがけれども、私どもで整理している第三者請求という大きい網に入っていると思います。公用請求となぜ分けるかというのは、先ほどの閲覧との比較で、もう現にそうになっているからということになります。第三者請求の中に、従来の職務上請求も当然入っています。ただ、職務上請求の法的効果が、今までは請求事由を明らかにしなくてもよいというものについては、第三者請求なんだから、その請求事由を明らかにするんだとなります。ただし、紛争解決手続のときには若干特例的な取り扱いが必要でとなっています。

制度を仕組むときに、誤解がないように、法律のイメージも考えながら書いてきたものですから、全く第三者請求とは別ものだよという形で書かないほうが書きやすいなという発想に事務局ではなっていますので、今、角先生がおっしゃった誤解を生じさせないようにという趣旨で、ちょっとそこは少し整理をさせていただいたほうがいいと思います。

【望月理事官】 ⑤のところで、今、さらっと「今後は、第三者請求として」と書いてございますが、ここは、今後は、第三者請求として取り扱うことが適当だと1回切って、その際に、したがって、原則として請求事由を明らかにする必要があると考えられるというふうなら、ちょっと明確になろうかと思いますが。

【小出参事官】 弁護士等による請求が第三者請求と比較して特例になっているというのは、ただし書きはもちろん、明らかにすべき事項が簡略でも足りるといったものですが、本文の原則をとったとしても、先ほど藤井局長が言いましたけれども、個々の交付請求についての委任状ないし代理権授与の事実までは証明する必要はなくて、受任事件を依頼者から受任しているということを言えば、個々の交付請求についての個々の委任はいらぬという意味で、これも特例になっているんですね。だから、その部分は第三者請求と同じ

だという書き方をむしろ強調はされないほうがいいだろうと思います。

【堀部座長】 小暮課長の言われる法律改正案にどういふふうを書くかというのもあって、誤解がないように、趣旨は同じだと思いますので、表現上どうすれば誤解がないか、工夫してみることにしたいと思います、ということによろしいですか。ご指摘どうもありがとうございます。

戸籍法の書き方もいま一つ、(4)を持ってきて、「前記(2)にかかわらず」ときているから、前からそうなんですけれども、ちょっとそのあたりもおそらく参考にしながらやっているところでもありますので、趣旨をどうではなくて、まずそこが明確になるようにということですので、少し表現を工夫してみることにしたいと思います。ありがとうございました。

ほかの点はいかがでしょうか。

【宇賀座長代理】 3ページの下から2行目のところなんですけれども、「交付の請求」となっているんですが、ただし書きのところでは閲覧の請求について説明していて、次のページで、この考え方が住民票の写しの交付請求にも同様に妥当するというふうになっているので、ここの説明は閲覧の請求のことじゃないかなとちょっと思ったんですけれども、下から2行目です。4ページの初めまでは閲覧の請求でこういうふうにしましたよという説明ですね。それが写しの交付についても妥当しますと後で出てくるので。

【堀部座長】 そうですね。わかりました。

【小出参事官】 公用請求のところ、ちょっと認識にずれがあるかなと思います。

第三者請求でいうところの交付請求をするときに明らかにしなければいけない事実と、公用請求のところでは事務の遂行のために必要がある場合には明らかにしなければいけない事項というのは、戸籍法部会のほうではかなり差があるというふうに整理してしまっていて、それは要綱案を見ていただきますと、「具体的事由を明らかにして」というふうに(2)の柱書きで入っていますが、公用請求ではそう書いていないんですね。その事務の種類、根拠法令、利用目的というところで、国、地方公共団体の機関が事務の遂行上必要な場合にとれることというのは、第三者請求とはかなり異なる抽象的なもので足りるというふうに説明していますので、現在、住民基本台帳の写しの閲覧の場合にどの程度書かせているかということはありませんけれども、第三者請求とかそういったものと平行に公用請求をとらえると、戸籍法の整理とはちょっと差が出てくるような気がいたします。

【小暮課長】 そこは繰り返しになりますけれども、ここら辺の表現は、閲覧制度での

規定ぶりをベースにしています。そういう意味から言うと、戸籍法における請求事由のイメージは、必ずしも住基法の規定ぶりを前提にしたご議論ではないので、そこはちょっと同じ言葉を使っているけれどもイメージは違う可能性は若干あるなという気はもともととしています。

【小出参事官】 どの程度、具体的に書かせるかを想定されているかということですか。

【望月理事官】 閲覧の場合の出し方と基本的には同じになります。

【小暮課長】 閲覧のところで書かせているのは、まさに事務との関連性とかということですから、事細かにということはないです。

【小出参事官】 今でもそうなんですか。

【小暮課長】 そうです。こういう書き方で請求事由ということをやっています。

【小出参事官】 戸籍法のほうは閲覧はありませんので、戸籍の謄抄本の交付請求を公用請求する場合と、住民票の写しを公用請求する場合で、記載の程度が違うと何だということになりかねないので規定振りを合わせた方がよろしいのではないかと思います。

【小暮課長】そこは、幹事の皆さんにも聞いてもらっていますけれども、今の閲覧の整理をしたときの考え方から言うと、私どもは法務省のところで議論していたものと差はないと思っています。ただ、繰り返しになりますが、書きぶりのところは、戸籍法の従来からの用語のワーディングと住基法のワーディングは必ずしも一緒ではないので、それは現場で困らないようにはする必要はあると思いますけれども、そこはワーディングの使い方の方の今までの慣用の程度の差じゃないかと思っているんですけども。

【小出参事官】 この記載を読むと、要求すべき理由を書かせると、名誉、プライバシーに対する配慮の点から相当でないような場合があり得ることを前提にされている書き方じゃないですか。その場合は請求事由を明らかにしなくてもいいというようなことですよ。

【小暮課長】 これは請求事由ですから、まさに閲覧制度をつくるときに関係各省との議論の中で、こちらが考えていたものさえ問題があるという議論もございましたので。

【小出参事官】 そうすると、かなり簡略な記載だという整理をしても、さらにまたその例外は認める必要があるという、そういうことですか。

【小暮課長】 そういうことです。ですからそこは多分、戸籍のほうをおやりになるときに、関係省庁からも同じような議論が出てくるんだと思います。現実の取り扱いがどうなっているかは、閲覧のところを見ていただくとわかると思います。

【望月理事官】 戸籍のほうで利用の目的を明らかにするというふうな記載になっていますね。その部分はそんなに差がないと思いますけれども、それでも何とかの具体的な犯罪のための調査のためにいるとかいう具体的な部分、その部分をどの程度まで書くのかという議論があつて。

【小出参事官】 そこは多分、刑事訴訟法に基づく行政協力の話なので、戸籍法の枠外になるんですね。

【望月理事官】 なんですが、閲覧の場合は、ある程度、これは従来からですけれども、一般的にそういう特別なものじゃなければ聞いているんですね。ある程度、その部分はちょっと差があるんですけれども、基本的にはその利用目的を明らかにしてという、程度の問題なんです、それでやっぱり差が出るということでございます。

逆に言うと、今回の例外類型の中では、そういうところまで書かずに、法何条の規定に基づく調査の必要性があるためというところで大体終わりにしているという、それは特例扱いの中で実践していることです。

【堀部座長】 よろしいですか。

【小出参事官】 ちょっと別途調整させていただきます。

【堀部座長】 住基との違いは、どうしてもどこかでは残るかと思います。

【前田委員】 7ページの最後の③なんですけれども。

【堀部座長】 この前、前田委員が……。

【前田委員】 ええ。つけ加えていただいて、なかなか法律の規定を変えるというと、過去にさかのぼって修正の問題があつて難しいというのはわかりました。

ここで申し上げたかったのは、この結論は正しいと思うんですけれども、実際の市町村で、今、この除票をなぜ交付しているかという、根拠が事務処理要領なんです。これに準じて取り扱おうと。今までは何人に対しても交付するという原則ですから、事務処理要領で交付しているんだというのでも別に問題なかったと思うんですが、これは基本的に出さないんだということになると、事務処理要領に基づいて請求者に交付することについて、各市町村それで持ちこたえられるかというところはちょっと心配なんです。

現に、都内の幾つかの市で住民との間でトラブルが起きていて、この考え方、法律を変えるというのは難しいのはわかりましたけれども、事務処理要領で出しているというところについては、何かいい知恵がないかなということ。

【望月理事官】 まず、今の住民基本台帳法の世界の場合を純粹に踏襲して、除票とい

うものを交付しないと仮定したときにどうなるかといいますと、まず、債権者が契約書を持ってきて、この人の住民票をくれという話になります。このときに、純粹にこの人の、例えば戸籍を知りたいという話が1つ考えられます。その場合については、当然これは出せないという話になるかと思しますので、それで、次善の策として転出先の記載はあるが戸籍の表示はない除票を出しているというのが実態ではないかと思ひます。そのときに、仮に除票というものが全くない、この場合は戸籍の表示がついたものも出せないといった場合にどうなるかといいますと、多分、もともと契約の際に必ず戸籍を求める形になってしまつて、結局、常に附票でとりに来るといふ形態に多分社会が移行するんだと思うんですが、それは逆に、トータルで見たときには、個人情報保護の点でマイナスの面が強いかと思ひますので、実際には最小限の範囲として、この人はどこに行ったのかといふところだけを除票という形でお教えしているといふのが、これは一種の行政証明の形でやっているとすることになるかと思ひます。

行政証明の場合に、本来、条例がなくてもできるはずですので、あとは個人情報保護との関連でどう処理するかだけの問題になろうかと思ひます。それは個人情報保護条例の中で読み込むか、説明を市町村ができるかどうかの話で、一般的に言えば法令等による場合といふのをある程度読み込みながらやっているのかなといふことで処理できているんだろうと思ひております。今でも個人情報保護条例上対応できていれば、今回の改正は個人情報保護の方向で強化しますので各団体の条例上は今後とも問題にはならないはずですが、心配な場合は、そこを明確に除票の場合といふふうに書き込んでしまふといふことになるかと思ひますが、そこは各団体のご判断が最終的には働きます。

【堀部座長】 いかがですか。

【前田委員】 東京都では、個人情報保護条例の中で、他の制度との調整といふところで「法令等」と「等」の文字を入れていますので、東京都の個人情報保護法上は、一応根拠として使えることになっているんですが、それはそういう前提で各市町村に対応を考えていただくといふ……。

【堀部座長】 「法令等」といふ、事務処理要領をある程度含める場合——そこはいかがですか、宇賀委員。

【宇賀座長代理】 これは、まさにそれぞれの法令で「法令等」をどう定義しているかによりますよね。中には、「法令等」とは法令または条例といふふうに定義しているものもある。そうすると要綱は入ってこないけれども、中には「法令等」の「等」で要綱等を含

めている場合もあります。結局それは個々の条例でそこでいっている「法令等」をどう定義しているかという問題に帰着すると思います。

【堀部座長】 東京都ばかりでなくて、全国でも変わってくることでですので、どのような規定の仕方をしているのかも見て、そこで読めるようにうまく解釈するというのもありますよね。それでよろしいですか。

【前田委員】 はい。

【堀部座長】 そうしますと、第2の部分——どうぞ。

【小出参事官】 6ページの本人確認の④のところ、本人等請求の代理請求の場合には、権限を授与した本人についても確認を行うというご提言だと思うんですが、ここは戸籍法部会との結論と異なりますので、特にこの部分だけ代理権を授与した者の確認をするということの理由について説明をお願いします。

我々は、代理請求の場合に、ちゃんと権限が授与されているかどうかというのは、委任状の提出はもちろん例外なく求めますが、その委任状が仮に偽造等によるものであった場合には、有印私文書偽造という刑罰で担保されていますので、いちいち代理権授与の場合の本人確認をしないという整理をしておりますが、それは第三者請求の場合も本人等請求の場合も同じなんですが、これを見ると、第三者請求のときはやらないけれども、本人等請求の場合はやるということですが、そこはどのような理由からですか。

【望月理事官】 本人等請求の場合については、請求事由の要否を分ける点においては、これは多分、戸籍の謄抄本とは違いがないと思うんですが、さらにその後半の部分で、記載事項の点で大きく取り扱いを異にするんだという点でございます。戸籍の表示とか、続柄の記載によって実際には非常に大きなちがいがあられるわけなんですけれども、そのときに、本人の場合には請求事由を基本的に書かせないという整理から入ってしまいますので、そこから戸籍の表示と続柄のことを特に根掘り葉掘り入ってくる場合もございますので、そこを未然に防ぐ必要性が高い。戸籍の場合は、本人請求でも第三者請求でも、基本的に何を証明するかということの書きぶりの中の差はあまり生じないと思いますけれども、住民票の世界は、もうちょっと後ろのほうで、基本的には4事項だけを証明し、プラスアルファでどうしてもいる場合についてのみ戸籍表示とか続柄等を記載したものを交付しようという方向性をちょっと強めますので、出すもの、現物としてちょっと異なるものがあるものですから、そこについてはある程度しっかりと確認をしていかないと、カテゴリー分けの実質が無になってしまう可能性があるという考え方でやらせていただいております。

あと、実態としまして、対応可能性を見る必要があろうかと思いますが、本人等請求の中で、今回、同一世帯員による請求はもともとありませんので、それ以外の類型で本人等請求で代理人の方がどういう場合に来るんだということなんですけれども、幹事会でも幾つか出たんですが、別世帯の親族が代理人として来る場合が1つあるだろと。これは本人が高齢者で来られないというような場合であります。その場合につきましては、高齢者であるかどうかというのはある程度わかりますので、そういうのを踏まえつつ、委任状が仮にあったとしても、よくわからない場合がありますので、そういう場合について確認するという点が1点と、逆に、高齢者であるという点を信じて、電話等の確認を行って確認していくやり方と2点あれば、ぎりぎりいけるだろうという点。

あと、高齢者の近隣者が使用者として来る場合があります、実質的には民生委員さんとか生活保護ケースワーカーなど、公的な任務を有している者が来る場合がある。あと、ボランティアの者が来る場合がある、もしくは、相談員等、市長のほうから委嘱している場合があって、その人が来る場合もあるという典型ケースがございます。こういった場合は、市のほうからの委嘱の事実をある程度把握して、その中で、大体いけるんじゃないかというところは、それを確認することで大体いけるという考え方がとれるかなと思っております。

あと、もう1つ多いのは、自動車を買ったときのディーラー、この方が顧客の住民票の写しを本人等請求する可能性があるんですけども、その場合につきましては、基本的には運転免許証等をコピーしていただくという形でやるのは、ある程度無理がない話ではないかと。なお、運転免許等を取っていない場合もあり得るかと思いますが、そういう場合については、かわりの何らかのものをいただくという形。また、できればインターネット等の一括的なワンストップサービスを使ってやっても大体大丈夫だろうということがございます。

あと、そのほかに、会社の寮とか社宅などの管理人が住民票をとるのと一緒に交付請求をするといった場合があるんですけども、こういった場合については、まさに住民異動そのものからある程度しっかりと見ていただくという方向にシフトする必要があるかと思っておりますので、そういった場合についても身分証明書等をある程度出してもらう必要が逆にあるんだらうと。また、会社の部下が上司のものを持ってくるといった場合ですけども、その点につきましては、上司の身分証明書のコピーか何かをとってきていただくという形で大体いけるのかなと。

全体の中での割合が、本人請求と同一世帯人の請求とかを除いた場合であれば、ある程度、数%のレベルまで落ちると思いますので、かつ、こういうふうな関係性を考慮しながら確認をとるという方向であれば、ぎりぎり防げるのではないかというふうに考えておるといところでございます。

このあたりの確認の仕方は、実際には市町村の実態がありますので、今後、通達、通知等である程度練り上げていく必要はあろうかと思いますが、基本的にはそういう考え方で。出す、出さないの中身が違うところに着目して、ちょっと違いを設けさせていただいたということでございます。

【小出参事官】 戸籍の場合も、除籍されてバツが打ってある人も含めて、戸籍の謄本を理由なく請求できるということですので、その辺はきっちり本人確認等しなければいけないだろうとは思っています。

【望月理事官】 本人確認のやり方ですかね。

【小出参事官】 だから、ある人が代理人を通じて戸籍に記載されている者として請求する、あるいは、本人として住民票の写しを請求するときに、住民票の写しを請求する部分に限って自分の運転免許証のコピーを持たさなきゃいけないとか、そういう扱いを異にすることで大丈夫なんでしょうか。

【小暮課長】 ここら辺のところは、前回どこまでやるかという議論があって、ここは幹事会の中での議論で整理をされたと伺っております。どうしても必要な場合はそういうものを求めるというのをかえて書いたほうがいいたろうというのが幹事会でのご意見だったという理解で書かせてもらっています。

【小出参事官】 事務要領ではなくて、法律を書くときですよ。

【小暮課長】 繰り返しになりますが、これは2回目のときにもお話ししたと思いますけれども、この報告書は法律案の要綱ではございません。したがって、法律事項を全部ここに書いているわけではなくて、法律の以下の取り扱いについても書かせていただきたいと考えております。ですから、法律事項として全部ここを書くという趣旨の報告書ではなくて、考え方はこういうふうに全部整理をしておいて、それをもとにして法律レベル、それから政令等への委任事項、それから運用としての事務取扱要領すなわちガイドラインに書くべき事項ということがあって、ここはまさにガイドラインで示すべき事項を方向性だけは書いておこうという趣旨になっています。

【小出参事官】 戸籍のほうは、不正請求が多発したというような、個人情報に関する

コントロールというか、プライバシー権の尊重を考えると、本人確認事項は原則は全部法律で規定しているという方針でやっていますので、そこでこの代理権限を行使して交付請求する場合についても、だれについて、何を確認させるかというベースは、全部法律で書くことにしています。そこで、法律で代理権限を付与した者の本人確認をするという規定を置かないということは、もう通達とか省令レベルでそれをしなさいというのはできないと思います。

【望月理事官】 代理権限を付与したときに、何を審査すべきかという点の大枠ですね。そこは当然、法律事項としてなるかと思っております。

【小出参事官】 そこには、授権者、権限を委任した本人の確認もするという条文は置けないんですか。

【望月理事官】 今、これは住基カードを交付する際にどういう本人確認をするかという規定があるんですけども、その中におきましては、本人等の名前はある意味当たり前でして、プラスアルファで、代理人等が来た場合については指定の事実の確認を行うという確認規定を置いています。そこまでは法律の世界の話になって……。

【小出参事官】 指定の事実というのは、委任の事実ですか。

【望月理事官】 委任の事実ですね。その中で、具体的に何をやるかというところは、ある程度、省令のレベルで確認書類等を明らかにしているんですけども、その中の確認方法として、こういうふうな提示があると。この場合については、書類のほかに、その他、適当な方法による確認等があるという中で、口頭もしくは自前に持っている情報による確認というところが入ってくるというふうになるろうかと思っております。ほんとうに細かいところは、事務処理要領の中でやっております。

【小出参事官】 先ほどちょっと言い過ぎて、権限を授与した者の本人確認をやるというのも、条文に書かなければ運用できないのかというのは、必ずしもそうではないと思います。実際に市町村長に何らかの疑義が発生した場合は、ほんとうにご本人から権限を与えられたんですかみたいなことを聞いたりなんかはできないことはないと思いますけれども、この記載を見ると、ある一定の類型の事例については、定型的にそれを出させるというように読めるので確認したのです。

【望月理事官】 書き方は難しいとは思いますが、そここのところは今の実態を幾つか幹事の方に聞きまして、その中で、まず1つは、非常にこれは大変だという意見がありました。それはそうだろうなと思っています。一方で、法律である程度やる以上は、きちっ

とやっていく方向でやるのは当然のことで、それについて読み込める、現場任せではなくて、ある程度、法律上何らかの姿がにじみ出るような表現までしてくれば現場対応が非常にやりやすいということでございます。そのときに、全く現場裁量性がないのも逆に困るので、現場裁量性がある中で法的な後ろ楯があるという書きぶりが一番望ましいという意見をいただいております。

【大井幹事】 法律的な根拠がないと、現場としては非常にやりにくいというところは実態としては出てくるかと思えます。戸籍のほうと住民基本台帳のほうで、今、交付できる人自体が対象が全然違うとか、いろいろ制度の違いがあるんですね。戸籍のほうでは、戸籍に記載されている人だとか配偶者、直系尊属、卑属までいいよと。一方、住民票のほうは、同一世帯人についてはいいとなっていますけれども、それ以外については第三者の扱いになってしまうというあたりのところで、もともと違いが少しずつ出ています。また、代理権限を持ってきている方も実際にはそれなりにありますので、それをどうチェックしていくかという中で、やはり虚偽の事例としては、なりすましや何かというのは代理で来るという事例がありますので、そういった点である程度の制限をかけていくと。ただ、それについては、法律の根拠がしっかりしていないと対抗できませんので、うちの扱いはこうしていますというのでは、やはり具合が悪いところがあると思えます。そういった点では、きちっとその辺は整理をしていっていただきたいなというふうに思っていますけれども。

【堀部座長】 そのあたりについてどうするか……。

【小暮課長】 基本的には幹事会のご意見をいただいて、そこでの運用ができるのを前提とした、いわゆる全体図を見た上で、法律レベルでどこまで確認する必要があるかという議論をさせていただきたいということであります。

結論的に、今のご意見とかも入れながら、ただ、法律の書きぶり自体については住基法と戸籍法が全く同じ文言、ワーディングになるわけでもございませんし、今までの書きぶりのそもそもの体系が違うんですけれども、実態としては、今ここで出していただいた結論ができるように整理を行い、法令のどこで規定するかとか、ガイドラインにとどまるべきかというのはその中で、検討会の趣旨を踏まえて最終的に政府部内で責任を持つという形で取り扱いをさせていただけたらと思っております。

【堀部座長】 では、そのようにお願いいたします。

【大井幹事】 よろしいですか。7ページの②、ここで基本情報となって括弧の中で氏

名や何かがありまして、「住所を定めた日等」となっているんですけども、ここで「等」と入れてしまうと何かあいまいになっちゃうので。

【望月理事官】 全部書きますか。

【大井幹事】 全部書くか、あとは第7条の1項とか、何号とか、そういう言い方もあるかと思うんですけども、基本と、それ以外のものはどういうものがあるのか。

あと、住基コードだとか、また別の取り扱いのものもあるかと思しますので、その辺は少し整理したほうがいいのかなと思いますけれども。

【堀部座長】 ありがとうございます。

そうしますと、7ページまでのところはよろしいでしょうか。

次の8ページの届出の際の本人確認のところはいかがでしょうか。これも前回、第3回のときにいろいろ出まして。

【角委員】 よろしいでしょうか。8ページの③のアですけども、これは私の質問なんですけれども、「転出・転入等の届出が、実際には、世帯主でない同一世帯員（配偶者等）によりなされることも多く」とありまして、前回、たしか小暮課長が自分はよく奥さんに届け出してもらっているとおっしゃったのを覚えているんですけども、転出の場合はいいと思うんですけども、転入の場合に、例えば単身赴任で行っていて私が単身世帯になっているときに、夫がまた戻ってきたときの転入届が同一世帯員によりなされるで——読めなきゃ読めないでいいんですけども、どうなるんでしょうか。ちょっと教えていただきたいんですけども。

【望月理事官】 単身の場合に、ちょっとありますけれども、長期にずっとお住まいになるので、住居が変わったと考えられるわけです。短期の場合はずっとそのままの場合もあるものですから、そうではなくてずっと場合につきましては、基本的には転入する者ですね。

【角委員】 がやるのであって、その転入する人は、これは同一世帯員ではない。

【望月理事官】 ではないというのが原則になろうかと思います。転出の場合は、世帯変更届はまさに転出届そのものになりますので、転出する者、もしくは世帯主という考え方ですね。ですので、あとは同一世帯につきましては、広い意味の代理の中でどうやって読み込むかという判断になりますけれども、基本的には別の人ということがほとんどになろうかと思いますので、そのときは仕方がないから第三者のほうに一たん戻っていただいて、あとは、いわゆる今回入れています親族、その広いカテゴリーの中で同一世帯という

ところで扱ってしまうということ是可以する。要するに、実態の中で見てしまうというのが。あまりそこは峻別する意味がない分野で対応できるだろうという考え方になろうかと思ひます。

【角委員】 何か望月理事官がおっしゃったことが、私の読み方が下手なのか、ちょっとここに出ていないような気がするので。

【小暮課長】 転出した時点で別世帯になってしまうわけですね。ですから、転出の届出の段階ではまだ同一世帯で、あとは別世帯の扱いになりますよとひって、別世帯になるけど、じゃあ、それが絶対できないかという、ここでいうとア、イ、ウのウのところを確認できればあるかもしれないです。

【角委員】 ただ、今、課長さんがおっしゃったことがもっとストレートに書いて、何かよく——ですから、難しく書いてある。

【小暮課長】 ただ、単身の場合とかですね、ちょっとケースは言ひてはないので、世帯単位でやるというのが前提になっているものですから、何かそれを分けないと……。

【角委員】 いや、そうじゃなくて、何となく「同一世帯員（配偶者等）によりなされることも多く」という、何かこの記述が……。

【小暮課長】 角先生がおっしゃっている趣旨からすると、世帯員の括弧書きを取れば誤解がないということでございましょうか。それならそれで取りますので。

【角委員】 ですから、この心は、同一世帯員ではなくても、例えば配偶者、夫が単身赴任から戻ってくるというので転入届をする場合も、別に委任状なんかはいらひないよということをして……。

【望月理事官】 先生、これは我々の異動のケースがよく頭の中にあると思うんですけども、一家全体で引越す、それが基本形態。

【角委員】 ああ、そうか。なるほど。

【小暮課長】 これは基本的には一家全体で世帯で動くという前提になっていますので、そういう意味では、ちょっと誤解を招くということであれば、今申しましたように、括弧書きのところを取って、つまり、同一世帯は必ず配偶者がいるんだというふうな誤解を生じせしめるようであれば、ここはちょっととったほうがよろしいかと思ひます。

【角委員】 今、いろいろ家族形態も……。

【小暮課長】 はい、わかりました。いろいろなケースが読めるように、書くことによひてかえって誤解を招くというご趣旨というのがよくわかりましたので。

【堀部座長】　　そういう修正をするということですね。

ほかはいかがでしょうか。

【大井幹事】　　「代理人・使者」というふうに並列的になっているんですけども、このところはこの並列的な形でいいのかなというのがちょっと気にはなっているところではございますけれども。もともと意味合いは違うのかなというふうに思うんですけども。

【望月理事官】　　意味合いというのは、何らかの確認事項で差異を設ける必要があるとかいうことですか。

【大井幹事】　　ええ。代理人の場合というのは、代理権を授与されて来ると。ただ、使者については、基本的には届出を出してきてくださいと頼まれてきたという建前ですよね。ただ、実際窓口では、窓口で書いている人が頼まれたから使者だというような事例が実際には多くて、それが……。

【望月理事官】　　まさに使者はそうなんだけれども……。

【大井幹事】　　実際に戸籍の場合だと、死亡届を親族の方が書いて、それを葬儀屋が持ってくるとか、婚姻届についても自分たちで書いて、それをだれか友人だとか親族に頼んで出すという事例が多いんですけども、住民票の場合については必ずしもそうじゃなくて、窓口へ来て、使者自体がやっちゃうとか、そういうような事例が結構あるのかと思います。

【望月理事官】　　それはほんとうは使者じゃないですよ。

【大井幹事】　　ほんとうは使者じゃないですよ。

【望月理事官】　　ほんとうは代理人として構成すべきであると思いますね。

【堀部座長】　　実態との関係で、何か表現を改めたほうがよければ改める。

【望月理事官】　　多分、代理人とはという、その定義の問題ですよ。そこはあえて一考え方としましては、現場に来て書いているのであれば、普通はこれは代理人とみなすべきであって、それを使者だからといって使者として扱う必要はないという。これは法全体の建前です。ただ、その後の書きぶりとしては、何を確認していくのかということであれば、まさに目の前で書かれているときには、1つは記載事項もありますけれども、本人のほうに確認してみて、この人を使者として使わせましたということであれば、そのときに一たんお戻りになっていただいて、また持ってきていただくとか、そういうふうな取り扱いをしていただくのかなということかと思います。

すみません、今記載している中ではあまり差を、実際、差がどこの取り扱いでもないも

のですから、どうしてもカテゴリー分けを厳密にする書き方がなかなかないのかなと思ひまして、ちょっと説明だけ……。

【堀部座長】 ありがとうございます。

11ページのⅢのその他はいかがでしょうか。よろしいですか。

では、一通りこれでご意見を伺いました。幾つか表現等わかりやすくするところがありますので、それにつきましては、至急、事務局、座長のほうでまとめさせていただきたいと思ひます。それをもとに、今度は次第2にありますパブコメにつきましてご説明をいただけますでしょうか。

【望月理事官】 お手元の資料の中で資料2というものがござひます。1枚紙でパブリックコメントの実施についてという紙でござひますけれども、こちらにつきまして、報告書の素案をベースにしまして、きょう、若干修正等のご指摘をいただきましたので、それは座長のご指示のもと修正をいたしまして、明後日、28日の木曜日から19年1月15日までパブリックコメントを1回かけさせていただきたいなと思ひてござひます。次回が1月31日の予定をしておりますので、できるだけまとめましてご報告をさせていただければと思ひてござひます。以上でござひます。

【堀部座長】 ありがとうございます。それでは、そういうことで、次回1月31日にはパブコメを整理してお出しいただくということにしたいと思ひます。

ほかに何かご発言ありますか。

本日も大変熱心にご議論いただきましてありがとうございます。では、次回の件などにつきまして、福浦企画官のほうから説明をお願いします。

【福浦企画官】 回りの検討会の開催につきましては、1月31日水曜日に、総務省8階の共用会議室の801会議室で開催したいと思ひます。開始時間につきましては、今申し上げたパブコメの状況等も勘案して、また別途ご連絡させていただきたいと思ひておりますので。

【小暮課長】 今のところは午前中。

【福浦企画官】 ええ、今のところ午前中を……。

【堀部座長】 午前中を予定していますか。

【福浦企画官】 はい、開始時間については、そういうことでご了解賜りたいと思ひます。以上です。

【堀部座長】 ありがとうございます。先程のように、パブコメに付しますので、そ

れも踏まえて最終報告書をまとめたいと思います。

戸籍と住民票は、法律も違いますし、法律上の表現も違うものですから、必ずしも一致するとは限らないという側面がきょうもいろいろと出てきたかと思います。また法務省と連絡をとりながら、報告書をまとめてみたいと思います。

本日は長時間にわたりましてどうもありがとうございました。以上で終わらせていただきます。